

# お支払いできる場合、できない場合の具体的な事例

## 先進医療給付金・がん先進医療給付金

### お支払い できる場合

療養を受けた時点で、先進医療ごとに定められた適応症に対し厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院で、厚生労働大臣が定める先進医療を受けた場合

先進医療給付金をお支払いします。

### お支払い できない場合

療養を受けた時点で、厚生労働大臣が定める施設基準に適合しない病院で、先進医療として列挙されている医療技術を受けた場合

先進医療給付金をお支払いできません。

## 解説

- 先進医療とは、療養を受けた時点において、厚生労働大臣が定める先進医療（先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるもの）に該当するものをいいます。
- 厚生労働大臣が定める先進医療の対象、厚生労働大臣により承認された医療機関については、厚生労働省ホームページにてご確認ください。  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/iryuhoken/sensiniryoo/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/iryuhoken/sensiniryoo/index.html)
- 被保険者が受療した「先進医療にかかる技術料」と同額がお支払額となります。（※）  
先進医療給付金・がん先進医療給付金のお支払いは、お支払額を通算して2,000万円をもって限度とします。  
※引受緩和型先進医療特約においては、支払削減期間（責任開始日から契約日の1年後の応当日の前日までの期間をいいます。）は「先進医療にかかる技術料」の50%がお支払額となります。
- がん先進医療特約については、がんを原因として所定の先進医療による療養を受けられたときに、がん先進医療給付金を支払います。
- 先進医療特約・引受緩和型先進医療特約・がん先進医療特約を付加されている場合、所定の「重粒子線治療」「陽子線治療」については、当社から医療機関に対して、直接「先進医療給付金」をお支払いするサービスがあります。（サービス利用には一定の条件があるため、事前に当社へご連絡ください。）